

○現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和を措置する場合の条件について（依命通達）

平成22年11月30日
通達ふ管第3号

改正 平成28年7月22日通達ふ契第3号

改正 令和2年2月28日通達ふ契第2号

ふじみ野市建設工事請負契約約款第10条第3項及びふじみ野市委託契約約款第7条第3項に規定する現場代理人及び現場責任者の常駐を要しないこととする場合の条件について、下記のとおり定めたので、平成22年12月1日からこれにより取り扱うよう、命により通達する。

記

現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和を措置する場合の条件
条件1 常駐を要しない期間（全ての工事等を対象）

（1） 常駐を要しない期間

実質的に現場が稼働していない次の期間においては、現場代理人等は、現場への常駐を要しないものとする。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

イ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

ウ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

エ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

オ 年間数回草刈りを実施することが指定されている業務であって、草刈り業務を行わない期間

（2） 常駐を要しない期間の明示

個々の工事における上記期間については、設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明示することとする。

条件2 兼務を認める工事等（一定の条件を満たす工事等を対象）

（1） 兼務を認める工事等

ふじみ野市内に存する次のいずれかの条件を満たす2つの工事等については、1人の者が双方の現場代理人等を兼務することができることとする。

ア 次のいずれかの条件を満たす2つの工事等

(ア) 市が発注した当初請負契約額3,500万円未満の工事

(イ) 市が発注した単価契約に係る工事等

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、市が発注した委託で発注者が常駐規定を緩和しても良いと判断したもの

イ ア以外でも次の条件のいずれにも該当する2つの工事

(ア) 市が発注した工事

(イ) ふじみ野市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領（平成25年3月1日付け通達ふ管第3号）の定めるところにより主任技術者の兼務が認められた工事

(2) 兼務することができる工事等の確認方法

(1)の「兼務を認める工事等」を適用する場合は、入札公告又は指名通知書に記載するものとする。ただし、「兼務を認める工事等」の適用が明示されていないものについても上記の条件を満たしていれば兼務を認める措置を講ずる制度を設けるものとする。

(3) 兼務の手続

受注者は、現場代理人等の兼務を行おうとする場合は、もう一方の工事等を兼務することが可能である工事等であることが確認できる書類（入札公告文等）を添付の上、ふじみ野市に現場代理人（現場責任者）の兼務届（別記様式）を提出しなければならない。

別記様式

現場代理人(現場責任者)の兼務届

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

請負者 住 所
氏 名



下記工事(委託)の現場代理人(現場責任者)は、次の工事(委託)の現場代理人(現場責任者)と兼務します。

記

工事(委託)名		
工事(委託)場所		
現場代理人 (現場責任者)	氏 名	
	資 格	
現場代理人 (現場責任者)の 連 絡 先	(緊急時連絡先) 住 所 電話番号/FAX番号	
	(上記以外の連絡先) 住 所 電話番号/FAX番号	
兼務工事(委託) の 概 要	工事(委託)名	
	工事(委託)場所	
	発注機関名	
	連 絡 先	